

令和5年度 藤枝市 会計年度任用職員名簿登録者
勤務条件シート(詳細)

職種	消費生活相談員
業務名	消費生活相談業務・消費者教育等啓発業務

■ 仕事の内容等

仕事の内容	・商品やサービスなど事業者との契約トラブルや借金の相談に対し、問題解決に向けての助言、必要に応じてあっせん交渉 ・小中学校や高齢者サロンなどでの出前講座やその他啓発業務ほか
応募資格 (必要な経験・ 免許・資格等)	必要な経験:Word・Excelの入力ができる 必要な免許・資格:不問

■ 勤務条件

雇用 期間	開始日	令和 5 年 4 月 1 日
	終了日	令和 6 年 3 月 31 日
就業日数	週 5 日以内	
就業時間	午前 9 時 0 分～午後 5 時 0 分	
休憩時間	60 分間	
報酬	時給 1351 円～ ※【その他】欄をご覧ください	
就業 場所	住所	藤枝市岡出山1丁目11番1号
	名称	藤枝市役所 本庁舎
	駐車場	なし(車で通勤する場合、民間駐車場との契約が必要です)
休日	土・日曜日、祝日、年末年始、所属長が定める日 ※年に数回程度、休日に出前講座などの勤務がある	

■ その他

上記に記載の報酬は、消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を有している場合の金額です。資格がない場合は、時給1,154円の報酬となります。

■ 問い合わせ先

所管課等	消費生活センター	電話	(054) 643 - 3345
		FAX	(054) 643 - 3127